

[事案 24-79] 契約無効確認請求

・平成 24 年 12 月 26 日 裁定終了

＜事案の概要＞

加入時に解約返戻金および保険料の推移について説明がなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 21 年 4 月に加入した利差配当付利率変動型積立保険について、加入時に募集人から解約返戻金および保険料の推移（更新時に保険料が増える）について説明がなかったので、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

＜保険会社の主張＞

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書やパンフレットを提示したうえで商品内容を説明し、解約返戻金が殆どないことや更新型であるため保険料が途中で上がることについては、特に注意をして説明している。設計書には、「加入後保険料内訳」や「解約返戻金の推移」が同封されており、保険料が契約の途中で変わることや解約返戻金額について、申立人は認識し得た。
- (2) 「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」の「8. 解約された場合の払いもどし金などについて」には、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかである旨が明記されている。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の請求の法的根拠を、要素の錯誤による契約の無効（民法 95 条）と解したうえで、錯誤の具体的な内容を①解約返戻金がほとんどない保険契約であるのに、相当額の解約返戻金があるものと理解していたこと、及び②更新型の生命保険であるため、途中で（更新時に）保険料が増額される保険契約であるのに、保険料の増額がないものと理解していたことと整理し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した（申立人に対して事情聴取を案内したが、出席いただけなかった）。

審理の結果、下記の事実により、上記の誤解を認定することはできず、仮に、誤解（錯誤）していたとしても、申立人には、重大な過失があったと言わざるを得ないことから、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」には、「解約された場合の払い戻し金などについて」との見出しじもとに、「・・・解約された場合の払い戻し金額（解約返戻金）は、多くの場合お払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。」「・・・特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。」との記載がある。
- (2) 設計書には、経過年数に応じた保険料累計額、解約返戻金、返戻率の推移が記載されて

いる。

- (3) 申込書には、定期保険特約や介護保障特約など 6 つの特約について、保険期間が（終身ではなく）10 年（定期）であることが明記されており、これらの特約を保険期間満了後も継続する場合には更新が必要となることが分かる。そして、申立人が受領したと推認されるパンフレットの上部の「お好みに応じて保険期間を選べます。」との見出しが付されている項目には、「有期型」を選択した場合、「更新時には更新時の年齢・保険料率で保険料が計算され、一般的に保険料はアップします。」と記載されている。
- (4) 設計書には、保険期間が明記され、次回更新時の払込保険料も明記されている。
- (5) 意向確認書の確認事項第 4 項には「保険料・保険料払込期間・保険料払込方法はご意向に沿っておりますか。」と記載され、第 5 項には「配当金や解約返戻金の有無はご意向に沿っておりますか。」と記載されており、いずれの項目についても、申立人は「はい」に印を付け、これを肯定している。